

経済産業関係 令和8年度税制改正のポイント

基本的な状況認識と対応の方向性

1. トランプ関税で国際的な不確実性が高まる中、米国の即時償却制度の創設やドイツの法人税率引下げなど税制インセンティブの強化が打ち出され、投資の囲い込み競争が激化。
2. こうした中、我が国として2040年度国内投資額200兆円の実現に向け、設備投資や研究開発投資などの国内投資を強力に後押しし、企業による賃上げを徹底させていく。また、自動車取得時の課税(環境性能割)を廃止し、国内自動車市場の活性化などを通じた国内産業基盤の維持・強化を図る。
3. その際、税制においても、複数年にわたる投資の予見可能性を一層高めるとともに、税制改正による投資・企業収益の拡大等を通じ、将来的な税収増につなげていく。

1. 燐烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

① 大胆な投資促進税制の創設

- 高付加価値で大胆な国内投資を促進すべく、原則全ての業種を対象に、投資利益率15%以上かつ投資下限額35億円（中小企業者等は5億円）以上の投資計画に含まれる対象設備（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）に対し、即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）を予見可能性のある長期間（計画提出期間3年、措置期間最大5年）措置する。また、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応する事業者については、繰越税額控除（3年間）を可能とする。

② 研究開発税制の拡充・延長等

- 中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型（控除率50%）」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する「繰越税額控除制度（3年間）」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、时限措置の適用期限を3年間延長する。

③ 車体課税の抜本的見直し

- 米国関税措置の自動車産業への影響を緩和し、国内市場の活性化を図るとともに、取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割は令和8年3月31日をもって廃止。
- 自動車税及び軽自動車税については、重量及び環境性能に応じた税負担の仕組み等について令和9年度税制改正で結論を得る。（EV・FCVについて、重量を基準として課税）。
- エコカー減税は、燃費基準の達成度を引き上げた上で、2年間延長。令和9年5月の引上げ時は、激変緩和措置を講じる。
- 利用段階の動力源間の公平性を早期に実現する観点から、技術面・執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、EV、PHEVについて、重量に応じた一定の負担を求める。具体的な税率は、令和9年度税制改正で結論を得る。

④ 賃上げ促進税制の見直し

- ・ 賃上げの潮目の変化に貢献してきた本税制について、物価高を上回る安定した賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況を踏まえ、メリハリ付けを行う（大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し）。
- ・ 防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する。

⑤ 産業用地整備促進税制の創設

- ・ 2040年度200兆円の国内投資目標の達成に向け、自治体と連携した民間開発事業者による産業用地整備において、土地等の譲渡所得にかかる所得税等の軽減（譲渡所得2,000万円以下の部分の適用税率を20%→14%）措置を創設する。

⑥ カーボンニュートラル投資促進税制の拡充・延長等

- ・ 企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化するなど炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な本税制について、大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合の要件緩和を含め一部見直した上で、適用期限を2年間延長する。

⑦ パーシャルスピンオフ税制の見直し

- ・ 分離・独立前の親会社に一部株式持分を残す組織再編(パーシャルスピンオフ)について、従来はスタートアップ創出の場合に限り特例措置を認められていたところ、事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、その適用要件を見直すとともに、恒久措置とする。

2. 我が国科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進

① 研究開発税制の拡充・延長等【再掲】

② 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等

- ・ より多くの中小企業における研究開発投資を一層後押しする観点から、「繰越税額控除制度（3年間）」の創設を行うとともに本税制の時限措置の適用期限を3年間延長する。

③ オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

- ・ 事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A型について、マイナリティ取引（3年内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得）を対象化する。また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直す。その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限を2年間延長する。

④ 外国組合員に対する課税の特例の見直し

- ・ 海外投資家が、日本に無限責任組合員(GP)がいるファンドに有限責任組合員(LP)として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、ファンドに対する持分割合の上限引き上げ（25%未満→50%未満）を含めその要件の見直しを行う。

3. 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化

① 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長等【再掲】

② 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

- ・ 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、法人版（特例措置）及び個人版事業承継税制（贈与税・相続税ともに100%を猶予）について、特例承継計画等の提出期限の延長（法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末）を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

- ・ 中小企業者等の事務負担を軽減するために講じられている本措置（30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得時に全額損金算入を認める措置）について、30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長する。

④ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

- ・ 長年据え置かれてきた食事支給に係る所得税非課税限度額について、物価上昇や従業員の平均的なランチ代の実態等を踏まえ、引き上げ（3,500円（税抜）/月→7,500円（税抜）/月）を行う。

⑤ インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置

- ・ インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、免税事業者からの仕入に関する特例（8割控除）について、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）について、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）。

⑥ 地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の検討

- ・ 地域住民の生活環境の維持に必要なサービスを供給する事業者等の持続的な事業継続等に資する取組を促進するための税制措置を引き続き検討する。

4. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

① 車体課税の抜本見直し【再掲】

② 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 地域と共生した国産再エネの普及拡大を図るため、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力に対する軽減措置の拡充を行った上で、本税制の適用期限を3年間延長する。

③ 海外投資等損失準備金制度の延長

- リスクの高いレアアースを含む重要鉱物等の鉱山や油ガス田の探鉱や開発を後押しするため、本制度の適用期限を2年間延長する。

④ 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し

- 電気供給業・一部のガス供給業について、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式へ変更することについて引き続き検討する。

5. 移り変わる国際課税への対応

① 外国子会社合算税制の見直し

- 国際課税環境の変化等を踏まえ、海外展開を行う日本企業の負担軽減を図る観点等から外国子会社合算税制の見直しを行う。

② 国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直し

- 国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えたEC取引に係る消費税制度の見直しを行う。

経済産業関連税制の詳細は→

経済産業税制総合Webページ
([経済産業税制総合Webページ \(METI/経済産業省\)](#))

